

○国立大学法人秋田大学男女共同参画推進委員会規程

(平成 17 年 2 月 9 日規則第 164 号)

改正 平成 24 年 3 月 29 日規則第 164 号 平成 25 年 3 月 29 日規則第 164 号

平成 28 年 3 月 9 日一部改正

平成 30 年 3 月 29 日一部改正

(設置)

第 1 条 秋田大学における男女共同参画を推進するため、国立大学法人秋田大学男女共同参画推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 男女共同参画推進に係る基本方策に関すること。
- (2) 男女共同参画推進方策の企画、立案、実施に関すること。
- (3) 男女共同参画推進の実施状況の点検、評価、改善に関すること。
- (4) 男女共同参画推進に関する学内各層各分野及び学外の関係団体等との情報交換等に関すること。
- (5) 男女共同参画推進の情報提供、広報・公表に関すること。
- (6) その他男女共同参画の推進に関し必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会の委員は、次の各号に掲げる委員をもって組織し、学長が委嘱する。

- (1) 人事担当理事
- (2) 教育担当理事
- (3) 研究担当理事
- (4) 財務担当理事
- (5) 国際資源学研究科長
- (6) 教育文化学部長
- (7) 医学系研究科長
- (8) 理工学研究科長
- (9) 附属病院長
- (10) その他委員会が必要と認める者

(任期)

第 4 条 前条第 10 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、人事担当理事をもって充てる。

2 委員長は、委員会を主宰する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代行する。
(議事)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第8条 委員会に、秋田大学男女共同参画推進専門委員会(以下「専門委員会」という。)を置く。

2 専門委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、人事課において処理する。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成17年2月9日から施行する。

2 この規程の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成20年5月20日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成21年5月13日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年5月21日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月29日規則第164号)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 29 日規則第 164 号)
この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 9 日一部改正)
この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 29 日一部改正)
この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。